

税務事例研究

Vol. **196** 2023/11

〔法人税〕

暗号資産の期末時価評価と
令和5年度税制改正

.....吉村 政穂

〔所得税〕

一時所得該当性等をめぐる近時の紛争例

.....田中 治

〔資産税〕

同族株主のいる会社の経営に関与していない
少数派株主による株式の処分

.....伊藤 信彦

税務事例研究／196

■目次

法人税

暗号資産の期末時価評価と令和5年度税制改正	吉村 政穂・1
I 問題の所在	1
II 暗号資産の定義・会計上の扱い	2
III 期末時価評価と令和5年度税制改正	3
1 期末時価評価	3
2 令和5年度税制改正	4
3 課題	7
IV 事案の検討	8

所得税

一時所得該当性等をめぐる近時の紛争例	田中 治・9
I はじめに	10
II 一時所得該当性の判断基準等	11
1 一時所得該当性の要件	11
2 一時所得の担税力	12
3 一時所得の金額と計上時期	14

Ⅲ	スポーツ賭博と非継続要件	14
1	争点	14
2	類似判決の検討	15
3	事例1の検討	18
Ⅳ	一時所得該当性判断における「一時の所得」の意味	19
1	争点	19
2	類似判決の検討	19
3	事例2の検討	23
Ⅴ	ふるさと納税の返礼品の評価と課税時期	23
1	争点	23
2	類似判決の検討	23
3	事例3の検討	27
Ⅵ	おわりに	27

資 産 税

同族株主のいる会社の経営に関与していない

少数派株主による株式の処分……………伊藤 信彦・29

Ⅰ	はじめに	30
Ⅱ	税法上の時価と財産評価基本通達	31
Ⅲ	同族株主である多数派株主に対して譲渡した場合の課税関係	32
Ⅳ	発行会社に対して譲渡した場合の課税関係	34
Ⅴ	同族株主である多数派株主及び発行会社以外の第三者に対して 譲渡した場合	36
Ⅵ	事例に対する回答	40

暗号資産の期末時価評価と令和5年度税制改正

一橋大学教授 吉村政穂

事例

【設例】

(1) 株式会社Xは、買い物やサービスで用いる電子決済手段として、ブロックチェーンを活用した暗号資産を発行している。X社の発行する暗号資産を取得したA社は、期末まで当該暗号資産を保有していた。この場合、どういった課税がなされるか。

(2) X社が、発行した暗号資産のうち一部を発行時に自身に割り当て、継続保有していた場合には、期末時の課税はどのようなになるか。

I 問題の所在

資産の評価益・評価損は、原則として益金・損金に算入することはできない（実現主義。法税25条1項および33条1項参照）。しかしながら、立法政策上、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で保有する市場性のある資産については、投資活動の成果の把握という観点から、当該資産に係る価格変動による時価評価損益を現実になされた売買によって生じた譲渡益または譲渡損と実質的に同視する余地がある。そのため、新たな会計基準等の開発・設定により、売買目的有価証券、トレーディング目的で保有する棚卸資産および活発な市場が存在する暗号資産（かつては仮想通貨）を対象として、期末時点での時価ないし市場価格の評価差額を当期の損益として処理する取扱いが導入されたのに伴い、法人税法においても時価評価を基準とした益金・損金算入の特例が設けられてきた（61条の3・61条）。

もっとも、時価評価を基準とする課税が採用されたことで、ビジネスモデルとの関係で実際には譲渡可能性が制限されている場合にも多額の課税が生じ、投資活動の成果の把握という趣

旨・目的とは乖離する局面のあることが批判の槍玉にあげられた。特に既存の課税ルールが暗号資産を利用した企業の起業を阻害するという批判⁽¹⁾は、Web 3.0を推進する政府の取組に逆行するものとして見直しが図られることになった。令和5年度税制改正では期末時価評価課税の範囲を一定程度縮減する改正が実施されたが、その範囲には依然として課題が残っているとも指摘される⁽²⁾。

本稿では、暗号資産に対する期末時価評価課税について、令和5年度税制改正を経てもなおいかなる課題が指摘され、どのような修正の可能性が残っているのかを事例を通じて説明していく。

Ⅱ 暗号資産の定義・会計上の扱い

法人税法において期末時価評価課税の対象とされる暗号資産は、資金決済法における定義(2条14号)が参照されている。そのため、資金決済法における定義が参照されることになるが、同法では暗号資産を次のように定義している⁽³⁾。

この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

- 一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段(通貨建資産に該当するものを除く。)を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

資金決済法において暗号資産(当時は仮想通貨)が定義されたのは平成28年にさかのぼり、仮想通貨が定義された上で、仮想通貨交換業者に対して登録制が導入され、仮想通貨交換業者の財務諸表の内容について公認会計士または監査法人による財務諸表監査が義務付けられた。

-
- (1) 自由民主党デジタル社会推進本部「NFT ホワイトペーパー～Web 3.0時代を見据えたわが国のNFT戦略」(2022年3月)20頁。
 - (2) 代表的なものとして、泉絢也「法人税法における暗号資産税制の問題点(1)・(2)——期末時価評価課税の改正提言——」千葉商大論叢60巻1号73頁・千葉商大紀要60巻1号61頁(2022年)。
 - (3) さらに、金融庁「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)」(16暗号資産交換業者関係)によって、暗号資産の範囲および該当性の判断基準が具体的に示されている。事務ガイドラインについても、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2022年6月7日)等における方針を踏まえ、ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の各種トークンの暗号資産該当性に関する解釈を明確化するために、2022年3月24日にガイドラインが改正されている。

これを契機として、仮想通貨に係る会計上の取扱いについても検討が進められ、平成30年3月14日、企業会計基準委員会より実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」が公表された。

その際、「仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定め」る（22項）という態度が採用されていた。そして、「活発な市場が存在する仮想通貨は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること、仮想通貨交換業者が業務の一環として仮想通貨販売所を営むために仮想通貨を一時的に保有することを目的として保有されることが現時点において想定される」（36項）と結論付け、仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理することを示した。こうした会計上の取扱いを前提として、活発な市場が存在する仮想通貨（暗号資産）に対する期末時価評価が法人税法において規定されたのである（令和元年度税制改正）。

Ⅲ 期末時価評価と令和5年度税制改正

1. 期末時価評価

法人税法61条3項は、内国法人が事業年度終了の時ににおいて短期売買商品等を有する場合には、当該短期売買商品等に係る評価益または評価損を当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額または損金の額に算入することを規定している。短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で、市場性の高い資産を保有する場合には、当該資産に係る価格変動による時価評価損益は投資活動の成果という意味において現実になされた売買によって生じた譲渡益または譲渡損と実質的に同視できるという考えに立脚したものである。

この短期売買商品等には、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるものと並んで、資金決済法（2条14項。改正前は同条5項）に規定する暗号資産が挙げられている。評価益・評価損の益金・損金算入が求められる範囲は、法人税法61条2項により時価法が適用される短期売買商品等であり、暗号資産については、活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものに限ると定められていた。

令和元年度税制改正時の説明においては、次のとおり、活発な市場が存在する暗号資産については、①売却・換金が容易な資産であること、②含み損のある暗号資産だけを譲渡するといった租税回避行為が想定されることが理由として掲げられていた。

「活発な市場が存在する仮想通貨については、一般的に、売買、換金について事業上の制約

法人税

がない、すなわち、市場が存在するため売却・換金することが容易な資産であり、保有し続けなければ事業を継続できないような資産でないことに鑑みれば、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理であると考えられること、また、時価法を適用しなければ、課税所得が多額となると見込まれる事業年度に含み損のある仮想通貨だけを譲渡するといった租税回避行為が想定されることから、上記のように企業会計において時価法が導入されたことを踏まえ、法人税法においても、活発な市場が存在する仮想通貨について時価法を適用することとされました。』⁽⁴⁾

前述のとおり、実務対応報告第38号では、「仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨（仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く。以下同じ。）について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する」ことが明らかにされていた（5項）。

このような取扱いが採用された背景には、「活発な市場が存在する仮想通貨は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること、仮想通貨交換業者が業務の一環として仮想通貨販売所を営むために仮想通貨を一時的に保有することを目的として保有されることが現時点において想定される。このため、活発な市場が存在する仮想通貨は、いずれも仮想通貨の時価の変動により保有者が価格変動リスクを負うものであり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分類することが適当」という判断があった（36項）。法人税法においても、このような判断と平仄を合わせることが適当と考えられたのである。

もっとも、この実務対応報告については、「仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている」と限定的な射程を持つ旨が強調され（22項）、例えば企業が仮想通貨を発行した場合の会計処理については実務対応報告の範囲から除外されている（26項）⁽⁵⁾。そのため、「自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く」と明示していた（3項）。この点では、法人税法が自己発行の仮想通貨も時価法適用の対象からは除外していなかったのと違いがあったことに留意すべきである。

2. 令和5年度税制改正

自由民主党デジタル社会推進本部は、Web 3.0 推進という観点から、税制を含めた広範な提

(4) 財務省「令和元年度税制改正の解説」278頁（2019年）〔藤田泰弘ほか執筆部分〕。

(5) 現時点でも発行時の会計処理は判然としない。企業会計基準委員会は、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（2022年3月15日）を公表して検討を進めているものの、新たな会計基準の公表には至っていない。

言を公表した。その中で、期末時価評価の取扱いは、「日本でブロックチェーン関連事業を起業するにあたって大きな障害となっている要因の一つが、暗号資産の期末時価評価による法人税課税である」と名指しで批判される。法人税法上の期末時価評価課税の対象となることで、企業がトークンを発行し、一定数を自社で保有していた場合に「極めて重い負担」となり、ブロックチェーン関連のスタートアップ企業が日本での起業を避ける結果になっていると指摘したのである⁽⁶⁾。

次いで、令和5年度税制改正要望において、金融庁と経済産業省が、「ブロックチェーン技術を活用した起業等への阻害要因を除去し、Web 3 推進に向けた環境整備を図る観点から、法人が発行した暗号資産のうち、当該法人以外の者に割り当てられることなく、当該法人が継続して保有しているものについては、期末時価評価課税の対象外とすること」を共同で要望した。

2022年11月8日、企業会計基準委員会は、このような関心の高まりを背景とした質問への対応として、第490回企業会計基準委員会（2022年11月7日開催）の議事概要別紙として、「暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて」を公表し、次のように見解を明らかにした。

「暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産のうち、発行による対価を受領しておらず自己で完結していると考えられるものは、第三者との取引が生じるまでは、資産を認識しないか、又は取得原価で資産を認識するという考え方がある。これらの考え方のいずれを採用すべきかどうかについて当委員会は結論を出していないが、いずれの場合も時価では評価されないと考えられる。」

法人税法上の取扱いを決するにあたり、会計上の取扱いが前提とされているため、こうして自己割当分については期末時価評価課税の対象にならないという会計上の取扱いが明示されたことは、税制改正を実現する第一歩であった。

こうした状況を踏まえ、令和5年度税制改正大綱では、暗号資産の評価方法等を見直すことが決定され、改正後の法人税法では、期末時価評価課税の対象となる市場暗号資産から「特定自己発行暗号資産」を除くことが規定されるに至った（法税61条2項、法人税法施行令118条の7第1項）。前述のとおり、令和元年度税制改正時の説明では、会計上の取扱いのほか、①売却・換金が容易な資産であること、②含み損のある暗号資産だけを譲渡するといった租税回避行為が想定されることが期末時価評価課税の根拠として挙げられていた。租税回避行為の点については、自己発行の場合は取得価額がゼロまたはゼロに近い額であり⁽⁷⁾、「自己発行・自己保有の場合、通常含み損はないのであまり心配しなくていい」という位置付け、そして売却・換金が容易という点については、「税制の方で、『いつでも売れるわけではない』という要

(6) 自由民主党・前掲注(1) 20頁。

(7) 泉・前掲注(2) 68頁。

件を設定」することで、期末時価評価課税の対象から除外する範囲が設定し得ると考えられたのである⁽⁸⁾。

このような理由付けであるため、特定自己発行暗号資産は、「当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものをいう」（傍線筆者）と法文では定義され、継続保有に加えて譲渡制限等が要求されている。政令に委ねられた具体的内容として、法人税法施行令 118 条の 7 第 2 項は、次のいずれかの要件に該当する場合に譲渡制限等が認められることを規定している。

① 当該暗号資産につき、他の者に移転することができないようにする技術的措置として財務省令で定める措置がとられていること。

② 当該暗号資産が信託で次に掲げる要件の全てに該当するもの（法第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）の規定により同項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この号において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託に限る。）の信託財産とされていること。

そして、①他の者に移転することができないようにする技術的措置としては、法人税法施行規則 26 条の 10 は、暗号資産を他の者に移転することができないようにする技術的措置であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものと規定している。

① その移転することができない期間が定められていること。

② その技術的措置が、その暗号資産を発行した内国法人（その内国法人との間に完全支配関係がある他の者を含む。以下この号において「発行法人等」という。）の役員及び使用人（以下この号において「役員等」という。）並びに一定の親族等のみによって解除をすることができないものであること。

ここにいう移転することができない期間については、確定的な期間を定める場合のほか、「特定の条件の成立までの期間」と定めた場合であってもその特定の条件が合理的なものであれば、特定の条件の成立までの期間は「移転することができない期間」に該当すると解説が加えられている⁽⁹⁾。法人の裁量を排除することが目的であるから、単に法人の裁量により期間の変更（条件を成立させること）ができることとされている場合には、「移転することができない期間が定められていること」には該当しないことになる⁽¹⁰⁾。

(8) 小竹義範「令和 5 年度の法人税関係（含む政省令事項）の改正について」租税研究 885 号 49 頁（2023 年）。

(9) 財務省「令和 5 年度税制改正の解説」256 頁〔小竹義範ほか執筆部分〕。

(10) 財務省・前掲注 (9) 256 頁。

3. 課題

このとおり、自己が発行した暗号資産については、「発行の時から継続して有する暗号資産であること」との要件に加えて、譲渡制限等の条件が付されていることが特定自己発行暗号資産に該当するためには必要である⁽¹¹⁾。これに対して、前述の企業会計基準委員会の議事概要別紙では、「発行による対価を受領しておらず自己で完結していると考えられるもの」について、「第三者との取引が生じるまでは」時価評価の対象から除かれるべきことを明らかにしていた。法人税法では、継続的保有（対価流入の欠如）では不足とし、譲渡のタイミングから法人の裁量を排除することを必須の要素と考え、譲渡制限等の条件を追加的に要求している点について、未実現収益に対する課税を肯定的に捉える法人税の（潜在的な）態度があるのではないかという指摘もある⁽¹²⁾。

また、令和5年度税制改正に対しては、実務家を中心に、「期末時価評価課税の問題はガバナンストークンに限ったものではないし、自社発行のものに限ったものでもない」と更なる改正の必要性が説かれている⁽¹³⁾。次のような主張がその内容を最大公約数的に示すものであろう。「特に、Web 3においては、プラットフォーム事業に代表される Web 2 の独占と搾取を特徴とする事業モデルへの反省から、ソフトウェアの開発企業とトークンの発行者を分離し、開発企業はソフトウェアをトークンの発行者に譲渡し、開発企業はトークンを対価として受領するモデルが世界的に採用されている。トークンには、ソフトウェアの追加開発を含むネットワークの成長に関する重要な意思決定を、トークン保有者によって決めるコミュニティ投票の仕組みが実装され、発行体はトークン財務の管理とネットワークの管理を担当するビークル（…筆者略…）に担わせるのが世界的な潮流である。DAO を用いた世界的な Web 3 モデルを完成させるためには、ソフトウェアの開発企業に対して、ソフトウェア開発の対価として DAO が配布する暗号資産について、期末時価評価課税の対象から除外する必要がある。そうでないと、ソフトウェアの開発者である起業家が日本から流出する事態を食い止めることができないためである。」⁽¹⁴⁾

こうした声を背景に、令和6年度税制改正要望において、金融庁および経済産業省は「法人（発行者以外の第三者）の継続的な保有等に係る暗号資産について、期末時価評価課税の見直しを行うこと」を項目の1つに掲げている。「こうした取扱いは、ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、暗号資産を継続的に保有するような内国法人に対して、キャッシュフローが伴わない（＝担税力がない）暗号資産についても課

(11) 財務省・前掲注(9) 257頁。

(12) 藤間大順「ICO (Initial Coin Offering) と法人税：調達した資金に対する課税およびトークンの評価益への課税を検討対象として」租税研究 883号 109頁（2023年）。

(13) 泉・前掲注(2)「暗号資産税制(2)」64頁。

(14) 増島雅和＝堀天子編著『暗号資産の法律〔第2版〕』（中央経済社、2023年）33頁。

法人税

税がなされるものとなっている」と指摘するものであり、前述のような実務家の批判を汲んだものとなっている。令和6年度税制改正において更なる改正がなされる可能性をはらんだものとなっている。

IV 事案の検討

設例（1）においては、A社の保有する暗号資産が市場性のあるものに該当する場合には、期末における時価評価が求められ、その評価益または評価損を益金または損金に算入することが必要である（法税61条3項）。

これに対して、令和5年度税制改正により、設例（2）のように自己に割り当てた暗号資産については、たとえ市場性のあるものに該当する場合であっても、継続保有および継続的な譲渡制限等の条件が満たされているときには、期末時価評価課税の対象から除外されることになる。

一時所得該当性等をめぐる近時の紛争例

大阪府立大学名誉教授 田中 治

事例

1 Pは、年収500万円程度の給与所得者である。Pは、海外の複数の賭け業者が主催するスポーツ（サッカーなど）の試合に係る賭け（ベット）にインターネットを介して参加し、その賭けの的中により払戻金の支払を受けていた。Pはこの賭けを4年間行った。その賭けの日数および回数は、それぞれ、45日（323回）、328日（3734回）、335日（4009回）、326日（4433回）であった。賭け金の総額はそれぞれ約4,300万円、約6億5,400万円、約9億3,900万円、約8億6,100万円（総額約24億9,700万円）であった。

各年の賭けが的中した場合（「的中ベット」ともいう）の賭け金の総額は、それぞれ約1,900万円、約3億6,500万円、約5億2,700万円、約4億8,000万円（総額約13億9,100万円）であった。

Pが賭けの的中により受領した払戻金の総額は、それぞれ約3,500万円、約6億4,400万円、約9億2,100万円、約8億2,000万円（総額約24億2,000万円）であった。

払戻金の総額からの的中ベットに係る賭け金の総額を差し引いた金額は、それぞれ約1,600万円、約2億8,000万円、約3億9,400万円、約3億3,800万円（総額約10億2,800万円）である。

各年の賭け金の総額（約24億9,700万円）に対する払戻金の総額（約24億2,000万円）の割合（回収率）は100%を下回り、各年の平均回収率は、96.9%である。

本件賭けの損益（払戻金の総額から外れ賭け金を含んだ賭け金の総額を差し引いたもの）は、各年度において損失となり、損失額の総額で約7,900万円である。

Pの上記の賭けに対して、一時所得としての課税は生じるか。

2 Qは、平成25年8月、O社の当時の代表取締役Aから、O社の株式100株を1万円で

譲り受けるとともに、AがO社に対して有する貸付金債権のうち7,200万円（本件債権）を103万円で譲り受けた。

その経緯は次のようなものである。平成24年頃、AはO社を売却したいと考え、売却先を探していたところ、不動産会社を経営するBがその意向を示し、その後、Bの買収条件に沿ってO社の臨時株主総会において対処した。Qは、かつてBがトラブルになっていた際に、Bに協力したことがあり、また、Bとの共通の知人であるCから、元が取れるように仕事は助ける、O社に仕事を回し損はしないようにするなどと言われ、O社の株式の譲受けを勧められ、これを受諾したものである。

Qは平成25年8月、O社の代表取締役役に就任し、平成28年9月の株主総会決議でO社が解散するまでの間、引き続き代表取締役としての職務を務めた。Qが代表取締役に就任後、O社は、Bが代表取締役をしているK社から宅地造成工事を請け負い、平成25年11月、工事代金の一部である2億2,750万円を前受金として受領し、これにより、O社は、本件債権に係る弁済能力を回復した。

O社は、平成26年4月、Qに対して、本件債権に係る債務の弁済として、7,200万円を支払った。Qは、これにより、本件債権の取得価額である103万円と回収額との差額である7,097万円の利益を得た。

Qが債務の弁済として得た当該利益は、一時所得に当たるかどうか。

3 Rは、いわゆるふるさと納税として、その年の10月に、10の地方公共団体に対して、それぞれ30万円、総額で300万円の寄附をした。Rはその後、各地方公共団体から返礼品を受けたが、8団体からの返礼品はその年の12月に、残りの2団体からの返礼品は、翌年1月にそれぞれ受領した。

Rが受領した返礼品につき、一時所得の計算上総収入金額に算入すべき金額はどのように算定するのか。返礼品に係る経済的利益の価額につき、どの年分の総収入金額に算入すべきか。

I はじめに

本稿は、一時所得該当性等をめぐる近時のいくつかの紛争例を素材に、一時所得該当性の判断基準等を検討するものである。

一時所得該当性については、これまで、外れ馬券をめぐる裁判例が注目を浴びてきた。多額の利益を恒常的に上げるなどの競馬所得は一時所得か、雑所得かなどが争われ、一定の状況下

においては、当該競馬所得は「営利を目的とする継続的な行為」であって、雑所得に当たるとされた（最判平 27・3・10 刑集 69 卷 2 号 434 頁，最判平 29・12・15 民集 71 卷 10 号 2,235 頁）。一定の競馬所得が雑所得に当たる場合には、外れ馬券が必要経費として控除されるが、一時所得に当たる場合には、それは控除されないと解されていることから、いずれの所得区分に当たるかが重要な争点となる。

本稿で事例 1 として検討するのは、納税者が、海外の複数の賭け業者が主催するスポーツの試合に係る賭け（ベット）にインターネットを介して参加をした場合に、上記のような雑所得と見ることができるかどうか、である。その際、一時所得該当性判断基準の「営利を目的とする継続的な所得から生じた所得」ではない、といえるかどうか争点となる。

次に、事例 2 において検討するのは、納税者が譲り受けた債権の取得価額と回収額との差額の利益は、一時所得該当性の「非対価要件」（労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を持たない）を満たしているかどうか、という論点とともに、「一時の所得」の意味内容をめぐる論点である。参照すべき裁判例において、裁判所は、問題の所得は非対価要件を満たすとしつつも、「一時の所得」であるためには偶発性要件が必要であるとして、結局のところ、それは「一時の所得」とはいえない、と判示したものである。一時所得の判断基準として、偶発性が求められるのかどうか問われる。

事例 3 は、いわゆるふるさと納税に伴って納税者が受領した「返礼品」に対し、一時所得として課税をする場合の収入金額の認定に関するものである。返礼品に対する課税は、一時所得の 50 万円の特別控除額を考えると、相当の寄附金をした場合に限られるとはいえ、ありえない話ではない。その際、一時所得の総収入金額の計算をどうするか（例えば、返礼品調達価格か、広告宣伝のための賞品としてその小売価格の 60% 相当額か、など）、また、一時所得の年度帰属をどのように考えるかが問題となる。これらの論点に関する裁決例を素材に、検討をする。

Ⅱ 一時所得該当性の判断基準等

議論の前提として、本稿で取り上げる事例の検討に必要な限りで、一時所得該当性の判断基準等について概観する。

1 一時所得該当性の要件

所得税法 34 条の規定から、一時所得の要件は、通例、①利子所得、配当所得等の所定の 8 種類「以外の所得」であること（除外要件）、②「営利を目的とする継続的な行為から生じた所得以外の一時の所得」であること（非継続要件）、③「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価とし

ての性質を有しない」こと（非対価要件）、とされている⁽¹⁾。

一時所得の例として、所得税基本通達においては、懸賞の賞金品、福引の当選金品等（業務に関して受けるものを除く）、競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金等（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く）などが掲げられている（所基通 34-1）。

近時、議論を呼んだのが、大量かつ反復的な馬券の購入によって生じた競馬所得につき、その所得区分は一時所得か、それとも雑所得か、という論点である。その所得区分の如何によって、納付すべき税額に相当大きな違いが生じることになる。

この点、最高裁判平成 27 年 3 月 10 日判決⁽²⁾（以下「平成 27 年最判」という）および最高裁判平成 29 年 12 月 15 日判決⁽³⁾（以下「平成 29 年最判」という）は、上記のような競馬所得は、例外的に雑所得であることを承認している。これらの判決は問題の競馬所得の獲得の方法や形態の特殊性に着目したものである。当該裁判所がどのような判断基準に基づいて一時所得該当性を判断したかは、後に改めて触れる。これらの競馬所得の事案と本稿で取り上げるスポーツ賭博の事案との決定的な違いは、前者は、雑所得として相当の大きさの所得を得ていたのに対し、後者は、仮に問題の所得が雑所得であるとした場合でも、およそ課税対象となる所得はなく、損失が生じていたということである。

一時所得については、しばしば、一時的所得であるとか、偶発的所得であるとかの説明がされる。所得税法の規定では、「一時の所得」という文言はある（所税 34 条 1 項）が、「偶発的な所得」という文言は存在しない。問題は、一時所得該当性判断の判断基準として、偶発性は要件として規範的な意味を持つかどうかである。

一般論としては、偶発性は明文上求められているものではなく、また、解釈論としても、例えば、一時所得として取り扱われる損害保険契約に基づく満期返戻金（所税令 184 条 2 項）が必然的でないともいえない。このように考えると、一時所得が偶発的なものであるとの言明は、説明のための方法ないし便宜にすぎず、偶発性が一時所得であるための必要条件や十分条件であるということとはできないであろう⁽⁴⁾。

2 一時所得の担税力

一時所得については、一般に、その担税力は小さい、といわれる⁽⁵⁾が、その明確な理由は判然としない。また、本当に一時所得の担税力は小さいのかについても、議論はありうる。

(1) これらの要件のうち、非継続要件に関して、佐藤英明「一時所得の要件に関する覚書」（金子宏ほか編『租税法と市場』220 頁（有斐閣，2014 年）所収）。

(2) 最判平 27・3・10 刑集 69 卷 2 号 434 頁。

(3) 最判平 29・12・15 民集 71 卷 10 号 2235 頁。

(4) 大島隆夫＝西野襄一『所得税法の考え方・読み方』272 頁〔大島発言〕（税務経理協会，1986 年）。

(5) 金子宏『租税法（第 24 版）』306 頁（弘文堂，2021 年）。

一時所得の担税力が小さいとする考えの背後には、それに関する立法の経緯があると思われる。昭和22年の所得税法の改正において、所得類型の一つとして、一時所得が定められた。戦前は、いわゆる所得源泉説により、原則として、経常的、反復的な所得のみを課税の対象とし、営利の事業に属さない一時の所得は課税の外に置かれていたが、例外的に、退職手当に対する課税（昭和13年）がなされていた。また、昭和22年の税制改正において、株式等の譲渡所得についても、課税が開始されるに至った。このように、一時所得に対する課税は、戦後における包括的所得概念または純資産増加説の下で、総合課税を強化するために措置されたということができよう⁽⁶⁾。

一時所得が総合課税の対象に含められたのは、素直に考えれば、一時所得にそれなりの担税力があると考えられたからなのであろう。それにもかかわらず、一時所得の担税力が小さい、とするのは、現行の一時所得（ないし譲渡所得等の一時的所得）に対する、特別控除制度や2分の1課税制度を正当化するための論理的前提として主張されてきたように思われる。別言すれば、一時所得の担税力が大きいと考えて税制を構築することは、納税者の納得や同意を得がたいと立法者が考えたのであろう。ただ、事実関係がそのようなものかどうかは必ずしも明確ではなく、また、そのように考えてよいか（例えば、一時所得に対する2分の1課税などの特例措置）については、見解が分かれるところと思われる。

一時所得を手に入れることは、通常の経済生活からみれば、臨時的、付加的なものであって、一般に、それが欠けると通常の生活を維持できないというようなものではないとすれば、一時所得は、むしろ担税力が大きいといってよいであろう。それにもかかわらず、一時所得の担税力が小さいということを前提として、課税関係を構築する理由、背景として、例えば、次のようなことが考えられるのかもしれない。

一つは、臨時的、付加的とはいえ、一時所得が総合課税に服する以上、超過累進税率の影響を受ける。通常の所得とは異なり、一時的に稼得した所得があることによって、より高い累進税に服することには、あるいは驚きと抵抗感が生じるかもしれない。

もう一つは、給与所得や事業所得に関する納税意識に比べて、臨時的、副次的な一時的所得に関する納税意識は相対的に低いのではないかと、とする見方がある。経常的、反復的な所得についてはともかく、税金が臨時的、副次的な所得まで追いかけるとなると、重税感を強く持つのが一般人の素朴な感情である⁽⁷⁾とするものである。

このように考えると、一時所得ないし一時的な所得の担税力の有無や程度は、客観的な経済力の測定の域にとどまることなく、納税者の意識や心理を反映した主観的、政策的な様相を帯

(6) 武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法』2632頁（第一法規，加除式）。

(7) 大島隆夫ほか前掲注（4）・22頁〔大島発言〕。大島氏は、続いて、「一時所得は担税力が強いという考え方もあるが、いまいった心理論からいうと、担税力はやはり弱いといわざるを得ません」と述べている。

所得 税

びているようにも見える。これについては、現実的な観点から所得の特性に配慮する考え方で相当だといえるかもしれないが、他方で、客観的な経済力の増大に担税力の存在を見る考え方からすると、それは担税力とは関係のない、余りに感覚に傾斜しすぎた考え方だとの批判がありうるであろう。少なくとも制度設計の点においては、客観的な担税力の議論と、制度設計に際して必要な納税者の心理や感覚への配慮とを混同することは、議論をいたずらに混乱させてしまいかねず、注意が必要である。

3 一時所得の金額と計上時期

一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額（50万円）を控除した金額である。

これまで、「その収入を得るために支出した金額」かどうかについて、一定の紛争が見られた。他方、「一時所得に係る総収入金額」の意味内容については、所得税法 36 条の規律するところである。

所得税法 36 条は、各種所得の計算上総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、「その年において収入すべき金額」とする。この定めについては、一般に、権利確定主義を定めたものと説明される。

一時所得の計上時期についての法令の定めはない。一時所得の該当性判断基準が示すように、一時所得は一時の所得であることから、現に問題の金品等を受け取ったとき、それを実際に支配下に置いたときに初めて、収入すべき金額を認識することが基本ということができよう。

なお、所得税基本通達 36-13 は、上記の考え方とほぼ同じと思われるが、一時所得の総収入金額の収入すべき時期として、一般的には、「その支払を受けた日によるもの」とする。ただし、その支払を受けるべき金額を支払者から通知されているものについては、当該通知を受けた日によること等を定めている。「支払を受ける」と表現されているように、この通達は、一時所得全般を網羅するものではなく、基本的に、生命保険契約等に基づく一時金や損害保険契約等に基づく満期返戻金等を念頭に置いた定めとなっている。

Ⅲ スポーツ賭博と非継続要件

1 争点

本件払戻金は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として、雑所得に当たるか否か。

2 類似判決の検討

(1) 類似判決の論理

本件に類似する判決として、東京地裁令和2年10月15日判決およびその控訴審である東京高裁令和3年8月25日判決がある⁽⁸⁾。当該事件の納税者は、スポーツ賭博の的中による払戻金を受けていたが、平成24年分から26年分については無申告で、平成27年分については、本件払戻金額の一部を一時所得として申告をした。これに対し、課税庁が、本件払戻金に係る所得が一時所得に該当するものとして、一連の課税処分をしたのに対し、当該納税者は、問題の所得は雑所得であるとして課税処分の取消しを求めたものである。

令和2年の地裁判決は、次のように述べる。

- ① 所得税法34条の規定によれば、「所得税法上、利子所得等のいずれにも当たらない所得であって、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である（最高裁平成26年（あ）第948号同27年3月10日第三小法廷判決・刑集69巻2号434頁〔以下「平成27年最判」という。〕参照）。」
- ② 「一般に、スポーツの試合の結果は、チームの強さや選手の能力のほか、試合当日の天候、チームの状態、出場選手の体調・調子、対戦チームとの相性、試合中のアクシデント、監督の采配及び審判の判定等の諸状況による影響を受けるため、多分に不確定で不確実な要素に左右されるものであるから、スポーツの試合の結果に関して賭けが的中するか否かについては、偶発的要素が強く働く。すなわち、スポーツの試合を対象とした賭けから得られる利益は、本来的に偶発的、単発的な性質を有するものであり、それゆえに、継続的かつ確実に利益を上げることが困難なものといえる。そして、賭けの参加者がこのような賭けを大量かつ継続的に行ったとしても、それだけでは、偶発的、単発的な利益が積み重ねられるにすぎないから、これをもって直ちに『営利を目的とする継続的行為』に当たると解することはできない。」
- ③ 「もっとも、賭けの参加者において、単に賭けを大量かつ継続的に行うにとどまらず、例えば、回収率が総体として100%を超え、年間を通じての収支で利益が得られるなど、継続的かつ確実に利益を上げることができると客観的に評価し得る状況に至った場合には、もはや、偶発的、単発的な利益の積み重ねにとどまるものではなく、利益の獲得を目指した目的的行為の性質を有するものとして、『営利を目的とする継続的行為』に当たるといふべきである。」
- ④ 「原告が行った本件賭けは、3年以上にわたり大量かつ継続的に行われ、賭けの回数及び賭け金額が増大したにもかかわらず、回収率は低下し、損失が増大していたのであり、しかも、

(8) 東京地判令2・10・15税資270号順号13464, 東京高判令3・8・25税資271号順号13597。

回収率が比較的高かった年においても平均的な回収率を若干上回る程度にとどまっていたのであるから、賭けを大量かつ継続的に行うことにより平均的な回収率に近付いたということではできるとしても、これをもって、回収率が総体として100%を超え、年間を通じての収支で利益が得られるなど、継続的かつ確実に利益を上げることができると客観的に評価し得る状況であったとは認め難い。」

令和3年の高裁判決は、上記地裁判決の「継続的かつ確実に利益を上げることができると客観的に評価し得る状況」という文言を「客観的にみて利益が上がると期待し得る状況」と補正した後、控訴審での納税者の主張に対して、次のように述べて、全て退けている。

① 控訴人は、原審が自ら定立した判断基準に従わず、実質的に本件ベットに係る収支の状況（利益発生の規模）のみから非継続要件該当性を判断しているのは不当だとしているが、原審は、控訴人が行った本件賭けの日数、回数および掛け金の額とともに、本件賭けに係る損益の額および回収率について確認し、本件賭けの態様についても検討し、これらを総合考慮した上で、本件賭けは「営利を目的とする継続的行為」であるとは認められないと判断している。

② 控訴人は、原審が、スポーツの試合を対象とした賭けから得られる利益は、本来的に偶発的、単発的な性質を有するものである等の説示をしたことは、平成27年最判が「所得税法の沿革を見ても、およそ営利を目的とする継続的行為から生じた所得に関し、所得や行為の本来の性質を本質的な考慮要素として判断すべきである」という解釈がされていたとは認められない」と判示していることに反し相当でない旨主張するが、平成27年最判の上記判示は、所得区分の判断に当たり、所得およびそれを生じた行為の本来的な性質が一時的、偶発的な所得であるとの一事から結論付けることはできないとしたものであって、当該所得の本来的な性質を踏まえてその判断基準を検討すること自体を否定したのではない。

③ 控訴人は、本件賭けは暦年ベースでみれば赤字であったが、月ベースでみれば相当の割合の月においては黒字であって、「客観的にみて利益が上がると期待し得る行為」に該当すると主張するが、原判決説示のとおり、スポーツの試合を対象とした賭けから得られる利益が本来的に偶発的、単発的な性質を有するものである以上、短期的な収支が黒字となることは通常ありうところであり、特に、上記のとおり平均的な回収率が97%を超えるものであったことに照らせば、賭けの方法について特段の工夫をしなくても、収支を月単位で見たときに黒字となる月が相当割合を占めることは可能であるといえるのであるから、控訴人が主張する上記事情は、客観的に見て利益が上がると期待しうる状況であったことを根拠付けるものとはいえない。

（2）類似判決の論理の検討

第一に、「営利を目的とする継続的行為」の意味内容である。競馬所得に関して、平成27年最判は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮し

て判断するのが相当である」との判断基準を示して、「被告人が馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻りに個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるなどの本件事実関係の下では」、当該払戻金を雑所得に当たるとした原審判断を正当としている。平成29年最判もまた、同様の判断基準の下、「被上告人の馬券購入の期間、回数、頻度その他の態様に照らせば、被上告人の上記の一連の行為は、継続的行為といえるものである」、「被上告人は、上記6年間のいずれの年についても年間を通じての収支で利益を得ていた上、その金額も、少ない年で約1800万円、多い年では約2億円に及んでいたというのであるから、上記のような馬券購入の態様に加え、このような利益発生の規模、期間その他の状況等に鑑みると、被上告人は回収率が総体として100%を超えるように馬券を選別して購入し続けてきたといえるのであって、そのような被上告人の上記の一連の行為は、客観的にみて営利を目的とするものであったといえることができる」、と述べている。

これらの最高裁判決のいう判断基準とその適用については、いくつかのことがいえよう。一つは、平成27年最判がいうように、一時所得の非継続要件の解釈、適用の場面においては、一時所得の性格やそれを獲得するための行為の本質的性格論は後景に退いているということである。この点、本件に係る令和2年の地裁判決は、スポーツの試合の結果に対する賭けの一時性、偶発性に言及しているが、そのことの意味と比重はそれほど明確ではない。地裁判決が、スポーツの試合の結果に対する賭けと競馬の賭けとが同じ意味での一時性、偶発性を持つといているのか、それとも、競馬の賭け以上に、スポーツの賭けの方がより大きな一時性、偶発性を持つといているのかも判然としない。

地裁判決においては、所得や行為の性格論を軸にしつつ、「客観的にみて利益が上がると期待しうる行為」という比較的厳格な基準を定立し、納税者の行為がそれに当たらない、したがって一時所得の範疇に入るべきものと結論づけたように思われる。本件は、上記の最高裁のいう判断基準に照らした場合、少なくとも、問題の所得の稼得の態様（行為の期間、回数、頻度その他の態様等）においては、継続的行為に当たる、というのが素直な解釈であるように思われる。

第二に、本件との関係においては、「営利を目的とする」という文言をどのように解するかである。とりわけ平成29年最判は、係争の行為は「客観的にみて営利を目的とするものであった」と認定しているが、上記の最高裁判決において、「営利を目的とする」という場合の「目的とする」の意味については、特に深い検討はない。それは、いずれの事案においても、納税者が現に相当大きな所得を得ており、それは営利を目的とした結果であることが自明であったからだと思われる。

所得税

他方、本件においては、納税者の本件スポーツ賭博の回収率（賭け金の総額に対する払戻金の総額の割合）は97%程度で、100%を上回ることはなく、結果または総体としてみれば、所得（払戻金額－賭け金総額（外れ賭け金を含む））を生じることとはなく、損をしている状態である。この点が、上記の競馬所得と決定的な違いといえることができる。

結局のところ、本件において、納税者が営利を目的としていたかどうかは問題となる。一般に、営利を「目的とする」かどうかについては、論理としては、営利を目的とする以上何らかの現実的な経済的成果が生じているはずで、経済的成果がない場合は、営利を目的とするものではないという考え方と、営利を目的としたとしても、何らかの事情で経済的成果が生じないこともありうるが、そうであるからといって、営利を目的としなかったことにはならない、という考え方がありうる。

私は、後者の考え方が妥当だと考える。理由の一つは、一時所得の要件に係る文言が営利を「目的とする」という以上、それは、営利の獲得を目指して経済活動をするという意味であって、結果としての経済的成果の有無を問うものではないと解しうるからである。次に、本件に限っても、本件納税者が、約97%の回収率に甘んじるものではなく、もう少しで100%を超えるはずだ、もっと頑張って100%を超える儲けを上げようという思いで、4年もの間、一貫して賭けを続けてきたと見ることは、決して不自然だとはいえないからである。例えば、事業所得の中にも投機的で偶然性の強い所得もありうるし、経済的成果に恵まれないこともありうるが、そのような場合は、営利を目的とすることにはならず、事業所得ではなく一時所得に該当することになるのであろうか。そうではないであろう。営利の獲得を目指して経済活動をする限り、一定の期間において、利益が生じないとか損失が生じるとかの事象は、むしろ自然といってよいであろう。目的の有無は経済的成果の有無で判断するというのは、言葉の意味からも、複雑な経済実態等から見ても、余りにも非現実的で、観念的すぎるように思われる。営利を目的とするからといって、それは常に利益の発生を不可欠とする、ということはいえないからである。

このように考えると、本件納税者は、「営利を目的とする」という要件も満たすように思われる。

3 事例1の検討

以上の検討からすれば、類似判決の考え方とは異なる結論になる。すなわち、Pは、「営利を目的とする継続的行為」によって所得を獲得しようとしたのであって、その所得類型は雑所得に当たるといふべきである。雑所得に当たるとすれば、総収入金額から必要経費を引くことになるが、必要経費が多く、損失が生じるため、課税対象となる所得は生じないことになる。なお、この損失は、損益通算の対象とはならない。

Ⅳ 一時所得該当性判断における「一時の所得」の意味

1 争点

一時所得該当性判断において、偶発性の存否は判断基準となりうるか。

2 類似判決の検討

(1) 類似判決の論理

類似判決として、東京地裁令和3年1月29日判決⁽⁹⁾がある。同判決は、二つの論点について判断をしている。同判決は、問題の所得は非対価要件を満たすとして、その限りで一時所得該当性を肯定する。次に、他方で、所得税法34条にいう「一時の所得」とは、一時的、偶発的に生じた所得をいうものというべきところ、問題の所得はこの偶発性要件を満たさず、一時所得に該当しないと判断した。

同判決は、非対価要件につき、「当該給付の担税力に関わる性質や利益発生の態様からみて、当該給付が、一般的に人の地位や職務行為に対応、関連してされているなど、抽象的又は一般的な役務行為に密接に関連してされたものであれば、当該給付は『労務その他の役務の対価としての性質』を有すると解すべきである」と一般的な判断基準を示した後、「一般に、債務を弁済する資力を有する債務者が弁済期にある債務を弁済することは、債権者の債務者における地位や職務行為に着目してされるものではなく、当該債務者の債権者であれば役務提供の有無にかかわらずにされるのが通常であるから、債権の弁済を受けるという利益は、債権者の職務行為に着目し、それに密接に関連してされたものと認められるような特段の事情がない限り、『労務その他の役務の対価としての性質』を有するものではないというべきである」と述べる。その上で、この判断基準を事案に当てはめた結果、本件債権の弁済は、原告のOFB社（債務者）に対する役務の提供と密接に関連してされたものということとはできず、本件利益が労務その他の役務の対価としての性質を有するとは認められない、とした。

同判決は、次に、本件利益の偶発性について次のように述べる。

① 一時の所得とは、「一時的、偶発的に生じた所得をいうものと解するのが相当であるから、偶発的に生じたものでない所得は、たとえ利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得で、営利を目的とする継続的行為から生じた所得でなく、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであっても、一時所得には該当しないというべきである。」

(9) 東京地判令3・1・29税資271号順号13518。

② 「保険契約に基づく満期保険金や競馬の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く。）は、保険契約や勝馬投票契約といった、利益の獲得を目的とした計画的、打算的な行為から生じる利益ではあるものの、その利益の発生は契約締結時点では不確定であることから、その利益は偶発的に生じる利益であって一時所得であると解されているものである……。

一般に、債権を額面額未満の譲渡代金額で譲り受ける者は、譲渡代金額を超える額の弁済を受けて利益を得られることを期待して債権を譲り受けるものであるとしても、譲受け時点で譲渡代金額を超える額の弁済を受けられるか否かは不確定であるのが通常である（譲受け時点で債務者に弁済資力があれば、実質的に譲渡代金額を超える額の価値を有する債権の低額譲渡として譲受人に贈与税が課され得ることとなる。相続税法7条参照）から、債権を額面額未満の譲渡代金額で譲り受け、譲渡代金額を超える額の弁済を受けたことによる利益は、債権の譲受けの時点において、債務者の資力が回復して譲渡代金額を超える額の弁済を受けられることを予測し得る状態に置かれ、かつ、これを予期して債権を譲り受けたことが認められるといった特段の事情のない限り、偶発的に生じる利益というべきである。」

③ 「これを本件についてみると、……本件における一連の経緯からすれば、本件債権の譲受けの時点で、原告は、あらかじめgの立てた計画に従って、OFB社の株式及び本件債権を譲り受けてOFB社の代表取締役役に就任し、gが代表取締役を務めるかまとり住宅からOFB社が本件工事の発注を受け、OFB社はこれをそのまま従前から受注予定であったリンコーポレーションに下請けに出し、OFB社は下請代金を支払ってもなお本件債権を弁済し得るだけの資力を回復し、OFB社が原告に本件債権を弁済する、といった事態を予測し得る状態に置かれ、かつ、これを予期して本件債権を譲り受けたものと認めるのが相当である。

そうすると、本件利益は、本件債権の譲受けの時点において確実に発生することが予測されていたものであって、偶発的に生じたものとは認められない。」

（2）類似判決の論理の検討

第一に、上記判決は、「一時の所得」とは、「一時的、偶発的に生じた所得をいうものと解するのが相当である」とするが、とりわけ「偶発」性が要件として不可欠ないし相当と云う根拠を示していない。それが自明のことであればともかく、法的根拠を示す必要があるが、それは示されていない。基本的に問われるべきは、一時所得の要件として、偶発性要件があるかどうかである⁽¹⁰⁾。

所得税法34条にいう「一時の所得」とは、文字どおり、継続的所得ではなく、一時的な所得を指していると解するべきである。文言は、単に「一時の所得」と述べるのではなく、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」と定めており、継続的行為の反対概

(10) 偶発性を一時所得の要件として認めないとするものとして、木山泰嗣「一時所得の要件論—判例の変遷からみる偶発性要件の要否」青山法学論集64巻2号221頁（2022年）を参照。

念ともいふべき一時的所得を意味していると読むのが素直な読み方であろう。非継続要件＝一時要件ともいふべきものであって、所得税法は、基本的に、そのとき限りで生じた所得かどうかを問うているとよいであろう。本件の経済的利益に対価性がなく、かつそれが一時に生じたのであれば、それは一時所得に当たるといえることができる。

「一時」という文言は、退職所得に係る所得税法30条1項においても用いられている。すなわち、退職所得とは、「退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与」等に係る所得をいう、とされている。一時所得に係る非対価要件の文脈で用いられている「一時」の意味と、退職所得の支給に関する「一時」とは同じ意味だと思われる⁽¹¹⁾。通例、退職金は何回にも分けることなく、一度に支払われるように、一時所得の場合の「一時」もまた、継続的または連続する行為の一部としての「一度」ではなく、そのときだけ、そのとき限りの「一度」を意味しているといえよう。

所得税法がこのようにして「一時」の所得を認識しているのは、一時性の所得という特性がある所得に対して、何らかの制度上の対応をする必要があると考えるからであろう。すなわち、総合累進税を基本とする所得税において、納税者に過度の税負担が生じないように、何らかの合理的な軽減措置をとることを意識したものといえることができる。総合課税および累進課税は、担税力に則した公平な税制の仕組みとして維持されるべきではあるが、所得が継続的ではなく、そのとき限りに生じた場合において、制度の一律の適用から生じる過度の税負担を避けるべく、そのような特性に応じるための前提として一定の所得類型を限ったものと思われる。

なお、所得の発生形態として上記のような意味での「一時」性があると思われる山林所得や譲渡所得について、所得税法は「一時」との明確な文言でもって所得類型を認識していないが、同様の認識を持っていることは否定できないであろう。所得が集中して一時に生じることによる過度の税負担を避けるべく、所得税法は、山林所得については分離課税で5分5乗方式、譲渡所得については土地や株式等以外の資産に関して特別控除額、長期譲渡所得の2分の1課税などの制度が設けられている。

一時所得の説明として、しばしば「一時的、偶発的」とされる。これはあくまで、説明の仕方、理解の及びやすさを考えてのことと思われる。この場合の「偶発的」は、思いもよらない、計画的でない、必然的でない所得であっても、経済力の増大があるものとして、一時所得の類型の下で、課税の対象になるという意味であろう。逆に、所得の稼得につき、予測がつく、計画的である、必然性があるという場合は、規範として、当然に、一時所得の類型から外れるということの意味するものではないと考えられる。

なお、所得類型を画する基準として「偶発性」を用いるのは、實際上、かなりの困難を伴う

(11) 木山泰嗣「判批」税理65巻8号121頁(2022年)参照。

所得税

であろう。偶発的の対義語、反対語としては、「計画的」あるいは「必然的」ということができる。例えば、計画的な所得、必然的な所得は事業所得だという場合、計画していても予測が外れて商品が売れない、所得が生じない場合は「偶発的」な所得ともいえるのであって、その場合は問題の所得は一時所得といえるのか。必然的な所得といっても、一寸先は闇の動的な事業活動において必然的な所得なるものは存在するのか。このように考えると、所得区分の判断基準として、偶発性を用いるのは、基準として余りにも不明瞭、不安定で、適切さを欠くように思われる。

第二に、上記判決は、本件利益は、本件債権の譲受けの時点において、確実に発生することが予測されていたので、偶発的に生じたものではなく、したがって一時所得ではなく、雑所得であるとする。

問題は二つある。仮に、偶発性基準を用いるとしても、本件債権の譲受けの時点において、確実に発生することが予測されたといえるかどうかである。上記判決は、例えば、OFB社を購入したい旨を言明するかまとり住宅の代表取締役が、将来において原告が会社を立ち上げる際には協力する等の発言があり、あるいは、その者との共通の知人から、元が取れるように仕事を助けるなどの発言があったことなどに注目し、総合的に見て、将来OFB社が債権を弁済するといった事態を予測、予期して本件債権を譲り受けたものと認定している。

これは事実認識とその評価に関わるものであるが、仮にそのような言明等があったとしても、それをもって「確実に発生する」とまでいえるのかは、多少の疑問がある。人の言明とそれが実現するかどうかは、別物である。確かに、人の言明があるときに、それに影響されたり、それなりの願望を持ったりすることはありえようが、そのことをもって、「確実に発生する」とまでいうのはおそらく断定しすぎであろう。また、関係者の「協力する」、「元が取れるように助ける」などの言明が、原告の約7,000万円の債権の全額の回収を直接に意図していたとも思えない。さらに、元を取る、の意味如何であるが、原告からすれば、本件債権（約7,000万円）を譲り受ける際に拠出した103万円が「元」であって、それを何らかの形で回収できればよいと考えたようにも思われる。そうだとすれば、原告による約7,000万円の債権の回収が、計画的であって、確実に発生することが予測されていた、とまでいうことはできないであろう。

もう一つは、上記判決が非対価要件を満たすという際に、「本件債権の弁済は、専ら原告の債権者としての地位に関連してされた給付」であって、原告がOFB代表取締役としての役務を提供したと密接に関連するものではない、としていることとの論理整合性の問題である。確かに、本件債権の弁済が納税者の債権者としての地位に関連してされたものであるということと、その債権の弁済が「確実に発生することを予測する」こととは、論理的に、それぞれ別々に両立しうる。とはいえ、本件原告が、将来において、その債権者たる地位に関して、相当の確度をもって本件債権の弁済がなされるとの認識で、当初の本件債権の譲受けに臨んだも

のとは思えない。おそらく、本件原告にとって、その未来は不透明ではあるが、自らを取り巻く人間関係を考慮し、それなりの願望と期待を持ちながら、債権を譲り受けたとみるのが自然ではないか。そうだとすると、債権者としての地位はそれほど確定的なものではなく、結果として、その債権の弁済が可能な経済状況が出現したときにおいて、それに応じて本件利益が生じたと見ることができるように思われる。

またそもそも、予測可能性があれば偶発性がないことになるのかも疑問である。例えば、満期一時金は、通例、その保険契約の締結時点でそれを得ることができるとの予測可能性に基づいていると思われるが、現行法上、一時所得の類型に入るとされている⁽¹²⁾。

3 事例2の検討

類似判決のいう、偶発性の要件は、一時所得該当性の判断基準ということとはできない。明文上、「一時の所得」の文言は、「継続的ではない」ということの別の表現であって、偶発性かどうかを読み込むことは、明文の根拠を欠くとともに、解釈論としてもこれを読み込むことは困難である。

したがって、事例2において、Qが非対価要件を満たし、また、非継続要件を満たすというのであれば、Qが債務の弁済として得た当該利益は、一時所得に当たるといふべきである。

V ふるさと納税の返礼品の評価と課税時期

1 争点

ふるさと納税の返礼品が一時所得に該当する場合、その価額をどう評価すべきか、その収入すべき時期をどのように考えるか。

2 類似判決の検討

(1) 類似判決の論理

類似する判決として、国税不服審判所令和4年2月7日裁決⁽¹³⁾がある。本件は、納税者が、ふるさと納税を行った地方公共団体から返礼品を受けていたところ、課税庁が、その受領した返礼品が一時所得に当たるとして課税処分をしたことに対し、当該経済的利益の価額は客観性

(12) 木山泰嗣「判批」税通77巻10号166頁(2022年)は、一時所得に偶発性要件を認める法解釈に反対する。他方、横井里保「判批」ジュリ1579号146頁(2023年)は、偶発性要件を認めつつ、その適用の際に、予測可能性に基づく例外的対応を認める。なお、立法論として、各種生命保険から生じる一時金等につき、その種別に応じて所得区分論等を再構成すべきだとするものに、寺内将浩「生命保険契約から生ずる個人所得の課税の在り方」税大論争61号477頁(2009年)。

(13) 国税不服審判所裁決事例集126集17頁。

所得 税

や合理性を欠くものであるなどと主張して、当該課税処分の取消しを求めた事案である。

上記判決は次のように述べて、基本的に納税者の請求を退けた。

① 「所得税法第 36 条第 1 項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨規定し、同条第 2 項は、同条第 1 項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨規定している。

ここでいう『価額』とは、取得等の時における客観的交換価値、換言すれば、自由市場において市場の事情に通じ、かつ、特別な動機を持たない多数の売主と買主が存在する場合に通常成立すると認められる価額、すなわち時価をいうものと解される。」

② 「返礼品に係る所得（経済的利益）は、課税所得に該当し、また、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得のいずれの類型にも当たらず、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものであるから、一時所得に該当する。よって、本件各返礼品に係る所得（経済的利益）は一時所得に該当する。」

③ 本件各返礼品に係る経済的利益の価額について述べる。

「返礼品は、ふるさと納税を受けた地方公共団体が、その謝礼として当該ふるさと納税をした個人に送付するものであるから、当該地方公共団体は、募集に要する費用の額や当該返礼品について、予算計画、返礼品の選定、調達個数、市場調査、事業者との折衝などを踏まえて、ふるさと納税の金額に応じた返礼品を選定し調達するものと推測することができる。このため、当該返礼品を選定し調達を行う地方公共団体が、当該返礼品の価値を最も理解しているものと考えられる。」

「ふるさと納税をした個人は、地方公共団体からの贈与により返礼品を取得するのであるが、ふるさと納税制度における返礼品の提供が当該個人に対する謝礼であることからすれば、当該贈与による当該個人に供与されることとなる経済的利益の価額は、地方公共団体が謝礼（返礼品の調達・提供）のために支出した返礼品調達価格をその算定の基礎とすることが相当である。

そして、返礼品調達価格については、地方公共団体と調達事業者との合意により成立したものであり、……地方公共団体がふるさと納税の金額に応じた返礼品をホームページ等で公開していることを踏まえると、当該合意された金額について、地方公共団体と調達事業者との間に特別な動機を挟む余地はなく、通常、地方公共団体が当該返礼品をその調達時における時価を超える金額で調達することはないと考えられる。」

「これらのことからすると、本件各返礼品に係る返礼品調達価格は、本件各団体が返礼品を

調達した時における当該返礼品の客観的交換価値（時価）を示すものと評価することができるから、請求人は、本件各返礼品の送付を受け、これを取得することにより、本件各返礼品につき返礼品調達価格に相当する経済的利益を受けたことになる。そして、……本件各団体は、本件各団体各評価額を本件各返礼品の返礼品調達価格であるとしていることを踏まえると、本件各返礼品に係る経済的利益の価額は、本件各団体各評価額によるのが相当である。」

本件納税者は、「仮に一時所得の金額を計算するとしても、本件各返礼品に係る一時所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額は、事業の広告宣伝のために支払われる賞品の評価と同様に、所得税基本通達 36-20 及び同通達 205-9 の（7）の定めに基づき、原処分庁認定額に 60% を乗じた価額相当額によるべきである旨主張する」が、「返礼品は、……ふるさと納税を受けた地方公共団体が、その謝礼として当該ふるさと納税をした個人に送付するものであり、事業の広告宣伝のために支払われる賞品ではないから、その価額を評価するに当たって、当該賞品に適用される各通達の定めによるべきである旨の請求人の主張は、その前提を欠くものであり採用することができない。」

④ 本件各返礼品に係る経済的利益の価額の収入すべき時期について述べる。

「本件各返礼品に係る経済的利益の価額の収入すべき時期は、請求人が本件各返礼品を贈与により受けた（取得した）日、具体的には、本件各返礼品が請求人住所地等に到着した日（又は到着したと合理的に認められる日）の属する年分とするのが相当である。」

「そこで、この点について検討すると、まず、具体的な到着年月日が分かる本件各返礼品については、その年月日をもって請求人住所地等に到着した日とするのが相当である。次に、その到着年月日は不明であるものの具体的な発送年月日が特定されている本件各返礼品のうち、本件各年の 1 月から 11 月までの間に発送されたものについては、……その発送された年中には請求人住所地等に到着したものと認めるのが相当である。」

「一方で、上記……のいずれにも該当しない本件各返礼品（到着年月日は不明であるものの具体的な発送年月日が特定されている本件各返礼品のうち、本件各年の 12 月に発送されたもの並びに具体的な発送年月日及び到着年月日のいずれも不明なもの）については、……当審判所がその到着年月日を調査した結果、一部のものについては、……原処分庁が請求人住所地等に到着したと認定した日又は年分に誤りがあり、その収入すべき時期（年分）に誤りがあることが認められた。」

（2）類似裁決の論理の検討

第一に、上記裁決は、本件返礼品の経済的利益の価額は、地方公共団体が謝礼のために支出した返礼品調達価格をその算定の基礎とすることが相当であるとする。返礼品調達価格をもって本件返礼品の価額を算定するというのは、おそらく、便宜の観点からだと思われる。理論上は、一時所得の総収入金額に算入すべき金額は、基本的に当該返礼品を受給した時点での当該

所得 税

返礼品の時価だということができるとすれば、当該返礼品を市場において取得しうる客観的な価格をもって評価することが適切と思われる。とはいえ、その算定は必ずしも容易ではない。このように考えると、各地方公共団体の調達価格をもって評価することは、唯一の合理的な方法とまでいえるかどうかはともかく、ありうる合理的な方法の一つかもしれない。とはいえ、返礼品調達価格は、地方公共団体が返礼品の調達事業者に支払うものであるため、当該事業者の利益分も含まれている。それをもって返礼品自体の価額とするのも、便宜にすぎないように思われる。

本件のように、納税者と課税庁との間で紛争になった場合において、紛争を解決するための合理的な評価方法として、事後的に、各地方公共団体の調達価格を調査し、これを基礎とすることはありうるとしても、納税者が、申告前に、返礼品の価額を正しく認識することは相当に困難であろう⁽¹⁴⁾。納税者が、該当の地方公共団体に問い合わせることも不可能ではないが、謝礼としてもらう相手に対して、その時価はいくらかを問い合わせるのは躊躇を伴うであろう。このように、納税者が申告をする必要に迫られたときは、納税者が自ら市場において当該返礼品を購入することのできる合理的な価格（時価）を見積もって申告をする以外にないのではないと思われる。これは困難ではあるが、申告納税制度を前提とする以上、やむをえないであろう。

本件納税者は、一時所得の総収入金額に算入すべき金額として、事業の広告宣伝のために支払われる商品評価と同様に、所定の通達の定めに基づき、60%を乗じた価額相当額によるべきであると主張するが、この主張は、相当ではないであろう。上記裁決がいうとおり、ふるさと納税の返礼品は、一定の寄附をした者に対する謝礼として給付されるものであって、基本的に、事業の広告宣伝という趣旨によるものではないと考えられるからである。

また、返礼品に係る送料相当額を総収入金額に算入すべきかどうかも、問題である。上記裁決は、各地方公共団体からの、その調達価格に送料相当額が含まれている旨の回答があった返礼品については、当該送料相当額を差し引かず「返礼品に係る経済的利益の価額を算定するのが相当である」とするが、その理由は必ずしも明確ではない。上記裁決は、地方公共団体は、返礼品の調達事業者に対してその代金（返礼品調達価格）を支払っているものと考えられるとし、謝礼のための地方公共団体の支出は、調達事業者による返礼品の調達・提供のための支出総額を意味すると述べる。とはいえ、返礼のための作業に要した費用と返礼品それ自体の価格は別物というべきである。一般に、謝礼として一定の品物等を送られたという場合、その送料

(14) 渡辺充「判批」税理 66 卷 1 号 285 頁（2023 年）は、納税者が確定申告の際に正確な金額を予測することには不可能な部分が多いとする。なお、事案によっては、頻繁かつ継続的にふるさと納税をし、相当程度の返礼品を取得した場合には、一時所得ではなく、雑所得であると判断される余地が生じるかもしれない。

を含めた金額をも含めて、謝礼として受けた経済的利益の総額と見るのが、一般的な常識とまでいえるのか疑問である。返礼品の送料は地方公共団体が負担するのは事実であるとしても、地方公共団体は、当該団体に寄附をしてくれた者への謝礼の意味として、送料を負担しているのであろうか。

第二に、上記判決は、本件返礼品に係る総収入金額に算入すべき時期は、「本件各返礼品が請求人住所地に到着した日（又は到着したと合理的に認められる日）の属する年分」とするのが相当であるとし、課税処分の一部につき、これを理由に、収入すべき時期について誤りがあると認定してそれを取り消した。

本件返礼品をどの年分の収入金額とすべきかに関する上記判決の考え方は基本的に妥当と考える。納税者にとって、返礼品を現に受領した時において経済的利益を実現させたということができ、またその時において返礼品に対する納税者の支配力（権利性）も大きいと考えられるからである。

3 事例3の検討

返礼品に対する経済的利益の価額として、類似判決のように、納税者と課税庁との間で紛争状態にある場合は、あるいは、返礼品調達価格を基礎に算定することも合理的な手法の一つと見られるかもしれない。ただ、その場合でも、当該返礼品の送料をも含めて算定してよいかどうかは見解が分かれるであろう。なお、原理的、理念的には、返礼品に対する経済的利益の価額は、納税者が現に受領した時点における返礼品の客観的な市場価値を合理的に見積もることが基本というべきであろう。

収入すべき年分は、納税者が当該返礼品を現に受領した日（または受領したと合理的に認められる日）の属する年分とすべきであろう。事例については、8団体からの返礼品についてはその年分のものとして、2団体からの返礼品については翌年のものとして、それぞれ処理すべきである。

VI おわりに

これまで述べてきたことをごく簡単に要約する。

第一に、一時所得の判断基準の一つである非継続要件に関し、「営利を目的とする継続的行為」か否かを判断する際に、現実に利益が継続的に生じていることを求める（この基準を満たす場合は雑所得だがそうでない場合は一時所得と認定する）のは、判断基準として厳格にすぎる。規定の文言上も「利益を生じる継続的行為から生じた所得以外」といった表現をとっていない。また、「営利を目的とする」の意味は、利益の獲得を目指すという意味と解すべきである

所得税

う。それは、利益が生じる場合もあれば生じない場合もあることを意味する。一時所得か雑所得かの区分が問題になる事案でいえば、長期かつ大規模の賭けをして、その結果、多額の利益を生じた競馬所得のみが例外的に雑所得に当たるのではなく、長期かつ大規模の賭けをして、その結果、利益を生じることなく損失を生じてしまったスポーツ賭博の場合も、基本的には「営利を目的とする継続的行為」に当たるものとして、雑所得の類型に属する所得として把握することが認められてよい、と考える。このような損失が生じる場合には、課税対象となる所得は存在しないことになる。

第二に、所得税法 34 条にいう「一時の所得」には、偶発的という意味はないというべきである。それは文字どおり、継続的所得ではなく、一時的な所得を指していると解するべきである。所得税法は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」と定めており、継続的行為の反対概念ともいえるべき一時的所得を意味していると読むのが素直な読み方であろう。「一時の所得」という文言から、偶発性が一時所得の不可欠の要件であると解することは、明文の根拠を欠くとともに、解釈論としても適切とはいえない。

第三に、一時所得としてのふるさと納税の返礼品の評価については、基本的、原理的には、当該返礼品自体につき、それを受領した際の客観的な市場価額を見積もるべきであろう。とはいえ、紛争状態において、地方公共団体の返礼品調達価格に依拠することは、それが合理的である限りにおいて、ありうる評価額の一つといえるかもしれない。当該返礼品の年度帰属は、納税者が当該返礼品を受領した日の属する年分とするのが合理的である。なお、ふるさと納税の制度そのものについては賛否両論があるが、住民自治の強化の観点からみて、その存在理由が改めて問われる必要がある⁽¹⁵⁾。

(15) 田中治「ふるさと納税制度の見直しの論点」税 75 卷 9 号 71 頁（2020 年）（『田中治税法著作集（第 4 卷）』407 頁（清文社、2021 年）所収）。

同族株主のいる会社の経営に関与していない 少数派株主による株式の処分

弁護士 伊藤 信彦

事例

- 1 甲社は、老舗の食品製造・販売業者で、本店のほか複数の支店及び工場を有しており、従業員の数は100名である。
- 2 甲社は、取締役会設置会社であり、役員は、代表取締役であるA、取締役B、C、監査役Dの4名である。また、甲社（株式等保有特定会社ではない。）は、株式を譲渡する場合に取締役会の承認が必要な非公開会社である。
- 3 甲社の資本金は10,000,000円（資本準備金はない。）で、発行済株式総数は1,000株である（払込金額@10,000円）。

また、甲社の株主及び保有する株式数は以下のとおりである。

A（代表取締役）	500株
X	200株（以下「本件株式」という。）
B（取締役）	200株
C（取締役）	100株

甲社は、株主に対して、毎年、1株あたり1,000円の配当をしている。

- 4 Xと甲社の代表取締役A、取締役のBは甲社の創業者であるZの息子で兄弟である（Xが長男、Aが次男、Bが三男）。X、A及びBとCとの間には、血縁関係はない。
- 5 Xは、大学卒業後、父であるZが経営していた甲社に入社したが、Zと折り合いが悪くなり3年で退社した。その後、Xは技術者として乙社に勤めていたが65歳で退職した。

Xは、今後の相続のことを考え、税理士に甲社株式の評価を依頼したところ、1株あたりの評価額は以下のとおりであり、Xが保有する本件株式の総額は300,000,000円（200株×@1,500,000円）になるとの連絡を受けた。

純資産価額 @4,200,000 円

類似業種比準価額 @1,500,000 円

6 甲社株式以外にも、自宅（土地・建物）と、預金等を保有しているXは、相続人である娘Y（妻は既に他界している。）にできるだけ相続税の負担をかけないようにするため、本件株式を譲渡し、自分の相続の時の相続財産から外したいと考えている。

【設問1】

Xが、本件株式を、甲社を経営している弟であるAに譲渡した場合、XやAにはどのような税金が課されるか。また、譲渡額が時価よりも著しく低額であった場合はどうか。

【設問2】

Xが、本件株式を、甲社に譲渡（甲社が自己株式として取得）した場合、Xや甲社、甲社の他の株主にはどのような税金が課されるか。また、譲渡額が時価よりも著しく低額であった場合はどうか。

【設問3】

Xが、本件株式を、甲社の同族株主や甲社以外の第三者に譲渡した場合、どのような問題があるか、また、この場合、Xや譲受人に対してどのような税金が課されるか。

I はじめに

同族株主とは、議決権割合30%以上のグループに属する株主の1人及びその同族関係者（筆頭株主グループの有する議決権割合が50%以上である場合は50%以上）をいうところ、同族株主が相続により議決権割合が5%以上の取引相場のない株式を取得した場合、評価方法として、原則的な評価方式が用いられるため、一般に評価額が高くなり、多額の相続税を納付しなければならなくなる。

もっとも、同じ同族株主であっても会社の経営を担う多数派株主もいれば、経営に関与していない（できない）少数派株主もいる。そして、そのような少数派株主は、会社の意思決定に参加できず、配当をもらうだけの立場であるにも拘わらず、同族株主であるため高い評価額となることから、相続開始後の相続人の税負担を考慮して、相続開始前に保有する株式を処分したいと考える者も多い。

しかしながら、少数派株主が、自己が所有する少数株式を処分したいと考えた場合でも、実

際に処分するのは容易ではない。会社の経営を担っている多数派株主が、株式の集約を図ることに関心がない場合もあるし、第三者は少数株式を取得しても会社の支配権を握ることができないため、株式の取得に消極的なことが多いためである。また、そのような状況であるため、株式譲渡について合意できたとしても、譲渡価額が低額とならざるを得ないことも多い。

加えて、会社法や税法上において留意しなければならない点が多く存在する。まず、会社法上の留意点として、同族株主がいる会社は、比較的中小規模の企業であることが多く、株式を譲渡するために取締役会等、会社の承認が必要であり、第三者に自由に譲渡することができない。また、法人へ譲渡した場合には、みなし譲渡（所得税法 59 条）やみなし配当（所得税法 25 条）、個人へ譲渡した場合には、みなし贈与（相続税法 7 条）といった課税上の留意点も多く存在する。

そこで、同族株主の中の経営に関与していない少数派株主が、相続開始前に自己が保有する少数株式を譲渡したいと考えた場合、誰に譲渡するかにより、どのような問題が生じるかを整理することとした。なお、本稿の内容のうち意見を述べる部分は、あくまで筆者の個人的な見解であり、本研究会及び筆者が所属するいかなる団体の意見でもないことをご留意頂きたい。

II 税法上の時価と財産評価基本通達

1 本稿は、同族株主の少数派株主が保有する少数株式を譲渡した場合の問題を検討することを主眼としているが、その前提として、税法上の「時価」について簡潔にふれる。

税法上の「時価」⁽¹⁾は、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額（客観的交換価値）であると解されている⁽²⁾ところ、発行会社やその同族株主と、資本関係、取引支配関係、人的支配関係のいずれもない純然たる第三者と、利害が対立した状況で、経済性を考慮して決定した取引価額は、一般的には、「時価」と認められているものと思われる。

もっとも、過去の裁判例においても、純然たる第三者にあたるかの認定は相当厳しく判断されている⁽³⁾、株式の譲渡先は純然たる第三者に限られるものではない。また、納税者間

(1) 所得税、相続税など各税目により「時価」概念は異なるとする見解もある（浅井光政「租税法上の時価を巡る諸問題—法人税法、所得税法及び相続税法における時価の総合的検討—」税大論叢 36 号 1 頁）が、ここではそこまで立ち入らない。

(2) 相続税につき東京高判平成 7 年 12 月 13 日（税資 214 号 757 頁）、所得税につき東京地判平成 11 年 11 月 30 日（税資 245 号 576 頁）など。

(3) 少数株主である従業員から支配株主に対する株式譲渡（大阪地判昭和 61 年 10 月 30 日、税資 154 号 306 頁）、複数の少数株主から会社の代表取締役かつ支配株主に対する株式譲渡（東京地判平成 19 年 1 月 31 日、税資 257 号順号 10622）、取引先から同族会社に対する出資持分の譲渡（東京高判平成 27 年 4 月 22 日、税資 265 号順号 12654）などにおいて、取引額が時価であることを否定されている。

資産税

の公平や納税者の便宜，基準としての明確性等の点から，取引相場のない株式の場合，通達に基づく評価を参考にして取引をすることも仄聞するところである⁽⁴⁾。また，客観的交換価値は正に千差万別である⁽⁵⁾ことから，本稿では，税法上の「時価」を通達の評価額と仮定した上で論ずることとする。

- 2 そこで，取引相場のない株式が財産評価基本通達においてどのように評価されるか確認するに，同族株主のいる会社，いない会社（一般の評価会社）における株主の区分及び株式の評価方式は以下のとおりである（財産評価基本通達 178 項以下）⁽⁶⁾。

発行会社の区分	株主の区分				評価方式	
同族株主が いる会社	同族株主 (30%以上，又は 50%以上)	取得後の議決権割合 5%以上			支配株主	原則的評価方式
		取得後の 議決権割合 5%未満	中心的な同族株主（25%以上）が いない場合			
			中心的な 同族株主が いる場合	中心的な同族株主 役員		
		その他		少数株主	特例的評価方式	
同族株主以外の株主						
同族株主が いない会社	議決権割合の 合計が 15%以上の グループに 属する株主	取得後の議決権割合 5%以上			支配株主	原則的評価方式
		取得後の 議決権割合 5%未満	中心的な株主（10%以上）が いない場合			
			中心的な 株主がいる場合	役員		
		その他		少数株主	特例的評価方式	
議決権割合の合計が 15%未満のグループに属する株主						

※1 株主の判定は，取得者の相続等による取得後の議決権割合を元に行う。

※2 原則的評価方式：会社規模により，以下の評価方式となる。

大会社：類似業種比準方式（原則），純資産価額方式（例外）

中会社：類似業種比準方式と純資産価額方式の併用（原則），純資産価額方式（例外）

小会社：純資産価額方式（原則），類似業種比準方式と純資産価額方式の併用（例外）

※3 特例的評価方式：配当還元方式

Ⅲ 同族株主である多数派株主に対して譲渡した場合の課税関係

- 1 同族株主である経営に関与していない少数派株主が，自己の保有する少数株式を譲渡しよ

- (4) なお，過去の課税実務においては，時価と通達の評価額が等しいとし，通達によって評価することが著しく不相当と認められる場合（財産評価基本通達 6 項，なお，裁判例では「特別の事情」がある場合とされる。以下「特別の事情」で統一する。）に限り，通達と異なる評価をすることが許されるというのが一般的であったと思われる。
- (5) 最判令和 4 年 4 月 19 日（ジュリスト 1581 号 92 頁以下）は，相続税法 22 条の「時価」とは客観的交換価値であるとした上で，これは事実認定の問題であるとする。
- (6) 取引相場のない株式の評価の詳細については，例えば，日本税理士会連合会編，宮田房枝著「相続税ハンドブック令和 5 年度版」中央経済社，2023 年などをご参照頂きたい。

うと考えた場合、まずは、会社の経営を担っている多数派株主へその旨の打診をするのが通常であろう。会社が発行する株式は譲渡制限株式であることが多く、株式を譲渡する場合、会社の承認を得る必要があるが、譲受人が多数派株主である場合容易に承認をとることができるし、多数派株主は、会社の経営を担っており、誰が会社の株式を保有するかにつき関心があることも多いためである。

2 譲渡人に対する課税関係

同族株主である少数派株主と多数派株主間で、譲渡価額が合意し株式譲渡がなされた場合、譲渡人である少数派株主については、実際に合意した金額を収入金額として譲渡所得の計算をすることになる。

3 譲受人に対する課税関係

- (1) 譲受人である多数派株主（支配株主）は、少数派株主から株式譲渡を受けた場合、取得した時点で課税関係は生じず、合意した譲受額が取得価額となるだけなのが原則である。
- (2) しかしながら、譲受人である多数派株主が、「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた」場合、当該対価と「当該財産の時価」との差額について、贈与したものとみなす（相続税法7条）とされており、贈与税の課税がなされないかが問題となる。

この点、相続税法7条の「当該財産の時価」について、財産評価基本通達により判断すると、譲受人の取得後の議決権の割合に基づいて判断されるから、同族株主である多数派株主の場合、支配株主にあたり原則的評価方式を適用して算出することになる。

つぎに、みなし贈与課税がなされる「著しく低い価額」というのは、具体的にどのような場合かが問題となる。

この点、所得税法施行令169条は時価の2分の1に満たない金額として形式的な基準を定めているが、相続税法7条の「著しく低い価額」についてはそのような規定はない。そして、この点が問題となった裁判例では、当該財産の譲受の事情、当該譲受の対価、当該譲受に係る財産の市場価額、当該財産の相続税評価額などを勘案して社会通念に従い判断すべき（横浜地判昭和57年7月28日、判例タイムズ480号140頁）などとされている。

そして、この点が問題となった裁判例として、父から上場株式の譲渡を受けた者に対し相続税法7条の「著しく低い価額」の対価で譲渡を受けた場合に当たるか否かが問題となった事案で、原告は、本件譲受を含む一連の取引を計画的に行い、証券取引所における株価の変動による危険を防止しながら、実質的に父から原告に対して移転された財産に係る贈与税の負担を回避しようとしたものであり、改正前の財産評価基本通達169項により評価することはその趣旨に反するとした上で、時価を証券取引所の公表する課税時期の最終

価格とし、時価と売買代金（時価の約 63%の金額）の差額に株式数を乗じた金額につき、相続税法 7 条に基づく贈与であるとした東京地判平成 12 年 1 月 21 日（税資 246 号 148 頁）などがある。

IV 発行会社に対して譲渡した場合の課税関係

- 1 同族株主のいる会社の少数派株主が、自己の保有する少数株式を譲渡しようとして、多数派株主にその旨を打診した場合、多数派株主としては、自らが取得するのではなく、発行会社に取得させようとすることも考えられる。

この場合、発行会社は、自己株式を取得することになるため、分配可能額（会社法 461 条）を超えた取得はできない。また、特定の株主との合意により発行会社が自己株式を取得する場合、株主総会の特別決議が必要となる（会社法 160 条）。この場合、他の株主は、売主に自己を追加することを請求することができる（会社法 160 条 3 項）ので、この点についても留意する必要がある⁽⁷⁾。

2 譲渡人に対する課税関係

- (1) 同族株主である少数派株主が発行会社に対して、自己が保有する株式を譲渡した場合、譲渡人である株主に対して、株主が発行会社から自己株式の取得により交付を受けた金銭等の資産の合計額（譲渡の対価）が発行会社の資本金等の額（その取得した株式に対応する部分に限る。）を超えるときは、その超える金額について、みなし配当課税の規定が適用される（所得税法 25 条 1 項 5 号）。

また、譲渡の対価からみなし配当に相当する額を控除した上で、譲渡損益の額を計算することになる（租税特別措置法 37 条の 10 第 1 項・分離課税）。

- (2) ところで、所得税法 59 条は、贈与等の場合の譲渡所得等の特例の 1 つとして、法人に対して、贈与又は遺贈若しくは著しく低額な対価での譲渡（譲渡の時における価額の 2 分の 1 に満たない金額での譲渡、所得税法施行令 169 条）が行われた場合、その時の「価額」に相当する金額により、資産の譲渡があったものとみなす旨規定している⁽⁸⁾。

この「価額」とは、時価、すなわち客観的交換価値であると解されているところ、所得税基本通達 59-6 は、所得税基本通達 23~35 共 9 に準じて算定した額とし、所得税基本通

(7) 発行会社の定款に、売主追加請求権を排除する旨の規定があれば、発行会社が合意した特定の株主以外の株主は、売主追加請求権を行使することはできない（会社法 164 条）。

(8) 時価の 2 分の 1 以上の対価による法人に対する譲渡でも、同族会社の行為計算の否認規定に該当する場合は、時価に相当する金額により譲渡所得の計算がされることがある（所得税法 157 条 1 項）。

達 23～35 共 9 (4) は、イ、売買実例のあるものは、最近の売買事例で適正と認められる価額、ロ、公開途上にある株式は、公募価格等を参酌して通常取引されると認められる価額、ハ、売買実例がなく、類似法人（業種・取引の規模・収益の状況・社員数等が類似）の株式価額があるものは、その価額に比準して推定した価額、ニ、イからハに該当しない場合は、純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額による、としている。

しかしながら、イについては、そもそも、最近の売買実例がないことが多く、また、適正か否かも不明であること、ロについては、上場準備中であることが前提であること、ハについては、類似会社の情報を入手することが困難であることから、実務上は、ニが使用されているところ、ニの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額は、原則として、財産評価基本通達の例により算定した価額とするとしている（所得税基本通達 59-6）⁽⁹⁾。また、特例的評価方式が適用される少数株主に該当するか否かは、株式を譲渡した者の譲渡又は贈与直前の議決権の数によるとしている（所得税基本通達 59-6 (1)、最判令和 2 年 3 月 24 日、最高裁判所裁判集民事 263 号 63 頁、以下「最高裁令和 2 年判決」という⁽¹⁰⁾）。

したがって、譲渡人の譲渡所得を計算する上での時価は、譲渡人の譲渡直前の議決権数を基準として、支配株主からの譲渡の場合は原則的評価方式を、少数株主からの譲渡の場合は特例的評価方式を適用して算出することになる。

3 発行会社に対する課税関係

他方で、発行会社による自己株式の取得は、平成 18 年度税制改正により、その取得の対価の全部が資本等取引とされたことから、発行会社に対して課税関係は生じない（法人税法 22 条 2 項）。なお、譲渡人にみなし譲渡（所得税法 59 条）の規定が適用された場合でも、発行法人に対する課税はない。

-
- (9) 中心的な同族株主の場合には、小会社に該当する、当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有している場合には算定基準日の時価による、純資産価額方式の計算については、法人税額等に相当する金額を控除しないで評価するとされている（所得税基本通達 59-6 (2)～(4)）。
- (10) 同族株主及び中心的な株式が存在しない会社の株式が、個人から法人に譲渡された事案において、改正前の所得税基本通達 59-6 (1) でふれられていない財産評価基本通達 188 項 (2)～(4) の少数株主に該当するか否かの判定を、株式の取得者の取得後の議決権の割合により行うべきか、株式の譲渡人の譲渡直前の議決権の割合により行うべきかが問題となった事案。最高裁は、「…譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算する趣旨」「…譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される」とした上で、「少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべき」とした。

4 残存株主に対する課税関係

- (1) 発行会社が特定の株主から、自己株式を取得したとしても、発行会社の残存株主に対する課税が問題となることはないのが原則である。
- (2) しかしながら、特定の株主が同族会社である発行会社に対して、時価より著しく低い価額の対価で株式を譲渡した場合、残存株主の株式等の価額が増加し利益を受けた（相続税法基本通達9-2（4））として、みなし贈与（相続税法9条）の規定が適用され、残存株主に対して贈与税の課税がなされる可能性がある⁽¹¹⁾。

では、どのような場合が著しく低い価額にあたるのか。相続税法9条が問題となった過去の裁判例は少数であるが、以下のとおりである。

ア 大阪地判昭和53年5月11日（税資101号333頁）

同族会社の経営支配権を原告の父から原告に移転することを目的として、株主が原告である同族会社の持株会社へ同族会社の株式の大半を低額譲渡した結果、同族会社の持株会社の純資産額は増加し、同社の株主である原告が財産上の利益を享受したことは明らかであるとして、相続税法9条に基づき贈与税の課税処分がなされた事案。大学教授の鑑定等を斟酌して時価を認定し、非上場株式について、贈与税における時価より「著しく低い」価額とは時価の4分の3未満の額を指すと解するのが相当であるとした。

イ 東京高判平成27年4月22日（税資265号順号12654）

親族がその所有する有限会社の持分を、同族会社に該当する株式会社及び合名会社に著しく低い価額の対価で譲渡したとして、株式会社の株主であり、かつ、合名会社の社員でもある者に対して相続税法9条に基づき贈与税の課税処分がなされた事案。財産評価基本通達から有限会社の1口あたりの時価（81,204円）を認定し、譲渡額である39,235円を、著しく低い価額の対価でなされたものとして、贈与税の課税処分を適法とした。

V 同族株主である多数派株主及び発行会社以外の第三者に対して譲渡した場合

1 同族株主である多数派株主や発行会社に対する株式譲渡ができない場合、第三者に対する

(11) 平成18年度税制改正により、法人税法が、自己株式の取得は、発行人にとって資産としての有価証券の取得ではなく、株主持分の払戻しであると位置づけたことから、相続税法基本通達9-2の適用があると考えられるのではなく、時価より著しく低い価額で行う自己株式の処分のみみなし贈与を規定している相続税法基本通達9-4を逆に準じて適用し、残存株主へのみなし贈与と株式の価額の増加を認識すべきという見解もある（緑川正博監修、掛川雅仁、竹内陽一共編「Q&A 自己株式の実務—法務・会計・税務」33頁以下、新日本法規出版、2009年）。

株式譲渡を検討せざるを得ない。しかしながら、我が国では、取引相場のない株式の譲渡の仲介を行う会社はごく少数であることに加えて、第三者が、少数派株主が保有している少数株式を取得したとしても会社の支配権を握ることができないこともあり、株式譲渡で合意に至ること自体、難易度は高い。

2 第三者の個人へ譲渡した場合の課税関係

(1) 譲渡人の課税関係

同族株主である少数派株主が第三者の個人との間で、譲渡価額が合意し株式譲渡がなされた場合、譲渡人である少数派株主については、実際に合意した金額を収入金額として譲渡所得の計算をすることになる。

(2) 譲受人の課税関係

ア 譲受人である第三者の個人は、少数派株主から株式譲渡を受けた場合、取得した時点で課税関係は生じず、合意した譲受額が取得価額となるだけなのが原則である。

イ では、譲受人である第三者の個人に、相続税法7条のみなし贈与に基づき贈与税の課税がなされることはないか。

この場合、上記Ⅲの3のとおり、時価につき、財産評価基本通達により判断すると、譲受人の取得後の議決権の割合に基づいて判断されるから、少数株主にあたる第三者の個人の場合、特例的評価方式である配当還元方式により算出することになる⁽¹²⁾。

なお、過去の裁判例（東京高判平成12年9月28日、税資248号1003頁）では、（株式を取得した）同族株主以外の株主がその売却を希望する場合には、純資産価額による価額での買取が保障されているような場合について、「特別の事情」があるとして、特例的評価方式である配当還元方式ではなく、純資産価額方式を採用して評価しているものもあるので、留意する必要がある。

3 第三者の法人へ譲渡した場合の課税関係

(1) 譲渡人の課税関係

ア 同族株主である少数派株主が第三者の法人との間で、譲渡価額が合意し株式譲渡がなされた場合、譲渡人である少数派株主については、実際に合意した金額を収入金額として譲渡所得の計算をすることになるのが原則である。

イ 第三者の法人に対して、贈与又は著しく低い価額の対価で譲渡した場合、その時の時価に相当する金額により譲渡がなされたものとみなされる（所得税法59条、所得税法

(12) 東京地判平成17年10月12日（税資255号順号10156）。

施行令 169 条) ところ、上記Ⅳの 2 のとおり、譲渡人の譲渡所得を計算する上での時価は、譲渡人の譲渡直前の議決権数を基準として、支配株主からの譲渡の場合は原則的評価方式を、少数株主からの譲渡の場合は、特例的評価方式を適用して算出することになる。

(2) 譲受人の課税関係

譲受人が法人である場合、時価と実際に合意した金額の差額につき、受贈益として法人税が課されることになる(法人税法 22 条 2 項)。法人税法上、取引相場のない株式の時価について直接規定した通達はないが、評価損について規定した法人税基本通達 9-1-13、同 9-1-14 が参考になる。

法人税基本通達 9-1-13、同 9-1-14 の内容は、上記Ⅳの 2 の所得税基本通達 23~35 共 9 (4) 及び同 59-6 の内容とほぼ同じ内容であるが、所得税基本通達 59-6 (1) (判定を譲渡等の直前の議決権の数により行う) に該当する規定がない。そこで、財産評価基本通達 188 項の少数株主に該当するか否かの判定を、株式の取得者の取得後の議決権の割合により行うべきか、取得前の議決権の割合により行うべきかが問題となるが、最高裁令和 2 年判決では、各税目における課税の趣旨から結論を導いているところ、株式の譲受人に発生した受贈益の額を算定する場合、譲受人が当該株式の譲受によりいかなる利益を得たかを基準とすべきと考えられること、譲受人に支配権が移った場合に、株式の取得者の譲渡前の議決権の割合に基づき判断するのは結論として妥当性を欠くことなどから、株式の取得者の取得後の議決権の割合に基づき判断すべきであると解される⁽¹³⁾。

したがって、譲受人の法人の譲渡後の議決権の割合に基づき、支配株主にあたる場合は原則的評価方式、少数株主にあたる場合は特例的評価方式で時価を算定した上で、実際に合意した金額との差額につき受贈益となるものと思われる。

4 会社法上の問題

- (1) 同族株主のいる会社は、比較的中小規模の会社が多く、株式譲渡につき、定款で会社の承認を要する旨を定めていることが多い(譲渡制限株式、会社法 2 条 17 号)。そのため、以下、譲渡制限株式の譲渡等承認手続の流れを概観した上で、株主と会社(又は指定買取人)との間の買取価格の協議が整わないときになされる非訟事件において、どのような売買価格の決定がなされているかについて参考までにふれる。

(2) 株式譲渡制限株式の譲渡等承認手続の流れ

ア 譲渡制限株式を譲渡しようとする株主(又は譲受人)は、会社に対して、譲渡する株

(13) 熊本地判平成 28 年 9 月 21 日(税資 266 号順号 12903)。

式の数，株式を譲り受ける者の氏名又は名称を明らかにして，当該譲渡を承認するか否かの決定を請求することができる（会社法 136 条）。また，会社がその承認をしないときは，会社又は会社の指定する者（指定買取人）が当該譲渡制限株式を買い取るよう請求することもできる（会社法 138 条 1 号ハ）。

イ 譲渡承認請求を受けた場合，会社は，定款に別段の定めがある場合を除き，取締役会設置会社は取締役会，それ以外の会社は株主総会において当該譲渡を承認するか否かを決定し，その結果を，譲渡承認請求から 2 週間以内に株主等の請求者に通知する（会社法 139 条）。

ウ 株主等の請求者が，譲渡承認請求の際に，会社又は指定買取人による買取を請求し，会社が譲渡を承認しなかった場合は，会社は，自らが買い取るか，指定買取人を指定して，買い取らせなければならない。

株主等の請求者と会社又は指定買取人は，株式の売買価格について協議する（会社法 144 条 1 項）が，協議が整わないときは，当事者は，裁判所に対し，売買価格の決定の申立てをすることができる（会社法 144 条 2 項）。

(3) 非訟事件における売買価格の決定

譲渡制限株式の売買価格決定の申立てがなされた場合，裁判所は株式会社の資産状況その他一切の事情を考慮して価格を決定する（会社法 144 条 3 項）。公表されている裁判例は少ないが，売手の立場，買手の立場を認定し，概ね，以下のような評価方式⁽¹⁴⁾により，

(14) 評価方式の概略は以下のとおりである。

① インカム・アプローチ

会社の将来の収益獲得能力を価値に反映させるもので期待されるキャッシュフロー，利益，配当に基づいて評価するアプローチ。代表的なものとして，以下の方式がある。

i DCF 方式

将来期待される営業フリー・キャッシュ・フローを加重平均資本コスト（株主資本コストと負債資本コストの加重平均）で割り引くことにより，株主の現在価値を算定する方式。

ii 収益還元方式（利益還元方式）

将来期待される税引き後の純利益を一定の割引率で割り引くことにより株式の現在価値を算定する方式。

iii 配当還元方式

将来期待される 1 株あたりの予測配当金額を資本還元率（株主資本コスト）で割り引くことにより，株式の現在価値を算定する方式。配当還元方式のうち，将来の配当成長を予測する評価方法として，ゴードン・モデル方式がある。

② マーケット・アプローチ

類似する同業である上場会社を選定し，上場会社の株式の市場価額（類似上場会社方式）や当該会社の株式の取引の先例（取引先例方式）などを比較することにより，相対的に株式価値を評価するアプローチ。

③ コスト・アプローチ（ネットセット・アプローチ）

i 簿価純資産方式

貸借対照表上に計上されている各資産の帳簿価格による純資産額により，株式の価値とする方式。

ii 時価純資産方式（修正簿価純資産方式を含む）

貸借対照表に計上されている各資産を時価に引き直し，その純資産額により株式の価値とする方式。

判断されている。

ア 経営権の移動又はそれに準ずる場合

支配株主⁽¹⁵⁾のみの評価方式が合理的とされており、DCF方式や収益還元方式が用いられる。なお、将来事業計画の予測や投資利益率の決定の困難さがあるとして、DCF方式：純資産方式を3：7で評価したものもある（福岡高判平成21年5月15日）。

イ 少数株主間の譲渡で経営権の移動がない場合

少数株主にとっての評価方式として合理的といわれている配当還元方式（ゴードン・モデル方式）が用いられる（大阪地判平成27年7月16日，ジュリスト1503号111頁など）が、個別事情により純資産方式を併用する場合もある。

ウ 少数株主から支配株主への譲渡で経営権の移動がない場合

支配株主にとっての評価方式としてDCF方式（又は収益還元方式）と少数株主にとっての評価方式として配当還元方式（ゴードン・モデル方式）を折衷（裁判となっている以上、買手の立場と売手の立場を1：1とする。）して評価するのを基礎として、事案により比率を調整したり、純資産方式を併用している。

- (4) 当事者から、売買価格決定の申立てがなされ、裁判所が当該株式の売買価格を決定した場合、その金額を税務上の「時価」として扱っても問題がないものと思われる。

VI 事例に対する回答

【設問1】

Xと支配株主Aが株式譲渡に合意した場合、譲渡人Xは、実際に合意した金額を収入金額として譲渡所得の計算をすることになる。

他方で、譲受人Aは、取得した時点で課税関係は生じず、合意した譲受額が取得価額となるだけなのが原則である。しかしながら、取得の対価となる額が、時価（財産評価基本通達の原則的評価方式の考え方が参考となる。）よりも著しく低い価額である場合、当該対価と時価との差額について、贈与税の課税がなされる可能性がある。

(15) ここでいう支配株主、少数株主は財産評価基本通達による場合（Ⅱの2参照）と同義であるのが原則ではあるが、売買価格決定申立事件においては、例えば、買手が取得後で約24%と比較的大きな割合の議決権を取得することや支配株主や会社にとって都合のよい買手であったことなどを考慮して支配株主としての評価を行ったり、会社の代表者の親族グループと指定買取人が歩調を合わせると過半数の議決権となるという理由で買手を支配株主と同様に評価するなど、より、実質を考慮した判断がなされている。また、支配株主と少数株主の中間的な立場の株主として、配当還元方式とDCF方式などを加重平均して判断したものもあるとされる（以上につき、永吉啓一郎「第2版 会社法から税務上の留意点まで 非公開会社における少数株主対策の実務」321頁以下、清文社、2020年）。

【設問 2】

Xと発行会社である甲社が株式譲渡に合意し、甲社が自己株式として取得する場合、譲渡人Xに対しては、株式譲渡の対価から資本金等の額を超える額について、みなし配当課税が適用される。また、譲渡の対価からみなし配当に相当する額を控除した上で、譲渡損益の額を計算することになる。なお、株式譲渡が時価（財産評価基本通達の原則的評価方式の考え方が参考となる。）の2分の1に満たない額でなされた場合、時価により譲渡があったものとみなされる（所得税法59条）ので留意する必要がある。

他方で、発行会社である甲社に対する課税はない。

発行会社の残存株主に対する課税も生じないのが原則であるが、特定の株主が時価よりも著しく低い価額の対価で株式を譲渡した場合、残存株主の株式等の価額が増加し利益を受けたとして、贈与税の課税がなされる可能性がある。

【設問 3】

Xが本件株式を第三者に譲渡する場合、甲社の取締役会の承認を得る必要がある。

第三者が個人の場合、譲渡人Xは、実際に合意した金額を収入金額として譲渡所得の計算をすることになる。譲受人は、取得した時点で課税関係は生じず、合意した譲受額が取得価額となるだけなのが原則である。なお、取得の対価となる額が、時価よりも著しく低い価額である場合、当該対価と時価との差額について、贈与税の課税がなされる可能性があるが、純然たる第三者であれば合意した額が時価と判断されるし、純然たる第三者でなくとも、少数株主の場合、時価について財産評価基本通達の特例的評価方式を参考にすることになるから、時価よりも著しく低い価額となることは極めて少ないと思われる。

第三者が法人の場合、譲渡人Xについては、実際に合意した金額を収入金額として譲渡所得の計算をすることになるのが原則である。なお、株式譲渡が時価（財産評価基本通達の原則的評価方式の考え方が参考となる。）の2分の1に満たない額でなされた場合、時価により譲渡があったものとみなされる（所得税法59条）ので留意する必要がある。

譲受人は、時価と実際に合意した金額の差額につき、受贈益として法人税が課されることになる（法人税法22条2項）。この場合、第三者の法人が純然たる第三者であれば合意した額が時価と判断されるし、純然たる第三者でなくとも少数株主であれば、時価については、財産評価基本通達の特例的評価方式の考え方を参考にするものと思われる。

「租税法事例研究会」構成員名簿

部 会	氏 名	所 属
法 人 税 部 会	◎成 道 秀 雄 名誉教授	成蹊大学
	○鈴 木 一 水 教 授	神戸大学社会システムイノベーションセンター
	金 子 友 裕 教 授	東洋大学経営学部
	佐 藤 修 二 教 授	北海道大学大学院法学研究科
	白 土 英 成 税理士	千葉県税理士会
	藤 曲 武 美 税理士	東京税理士会
	吉 村 政 穂 教 授	一橋大学大学院法学研究科
所 得 税 部 会	◎神 野 直 彦 名誉教授	東京大学
	○田 中 治 名誉教授	大阪府立大学
	岩 崎 政 明 教 授	明治大学大学院法務研究科
	牛 嶋 勉 弁護士	第一東京弁護士会
	佐 藤 英 明 教 授	慶應義塾大学大学院法務研究科
	武 田 涼 子 弁護士	第一東京弁護士会
	渡 辺 徹 也 教 授	早稲田大学法学学術院
資 産 税 部 会	◎首 藤 重 幸 名誉教授	早稲田大学
	○渋 谷 雅 弘 教 授	中央大学法学部
	伊 藤 信 彦 弁護士	第一東京弁護士会
	小 池 正 明 税理士	東京税理士会
	柴 原 一 税理士	東京税理士会
	野 口 浩 教 授	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科
	平 川 英 子 教 授	駒澤大学法学部

(注) ◎印は部会長 ○印は部会長代理

税務事例研究 第196号 (2023)

2023年11月20日 発行

編者 公益財団法人日本税務研究センター

発行者 西村 新

東京都品川区大崎1丁目11番8号

日本税理士会館1F

電話 03 (5435) 0912 (代表)

※無断転用・転載等は、一切お断り致します。

定価990円(本体900円 + 税 10%)

賛助会員の購読料は年会費に含まれます。